



配偶者(特別)控除と ふるさと納税に関するQ&A



所得税と町県民税(個人住民税)は、1月から12月までの1年間のすべての所得をもとに税額が決定します。例年、お問い合わせが多い2つの質問にお答えします。



配偶者にパート収入がある場合の配偶者(特別)控除はどうなりますか？

パート収入は通常、給与所得となります。夫婦それぞれの年収によって、配偶者控除や配偶者特別控除を受けられる金額が異なります。

また、パート年収から給与所得控除(パート収入が161万9千円未満の人は55万円)と基礎控除(48万円)などの所得控除を差し引いた残額に税金がかかります。

パート収入にかかる税金と配偶者(特別)控除の関係

【例】夫に課税される所得があり、妻の収入がパート収入のみの場合

妻のパート年収	妻		夫		
	パート収入に		配偶者控除	配偶者特別控除	
	所得税	町県民(住民)税			
93万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない	
93万円超 103万円以下		かかる場合がある			かかる場合がある
103万円超 201万5,999円以下	受けられない		受けられない		
201万5,999円超					

※夫の合計所得額が900万円(給与収入で1,095万円)を超えると、控除を受けられる金額が変わります。また、1,000万円(給与収入で1,195万円)を超えると控除は受けられません。



ふるさと納税のワンストップ特例制度について教えてください。

ふるさと納税は、実際には税ではなく都道府県や市区町村への寄附のことをいいます。自治体に寄附を行い、その寄附額から自己負担額2,000円を除いた全額(上限額あり)が所得税と住民税(ワンストップ特例申請をした場合は住民税のみ)から控除される仕組みです。

ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者などが対象で、申告をしなくても控除を受けられる制度です。特例申請を行うと所得税から控除される分も含めて住民税から控除されます。

ただし、寄附先が5自治体以内であること、確定申告(医療費控除、住宅ローン控除など)や住民税申告をしないことが条件となります。この条件から外れた場合、特例申請は無効となりますので、改めて寄附金控除も含めて確定申告などを行ってください。



寄附金額の目安が知りたい方は・・・

全額控除されるふるさと納税の寄附金額(年間上限額)は、所得金額や所得控除額などによって異なります。寄附金額の目安やご自分の税額の試算は町ホームページから！

町ホームページ▶
「町民税・県民税の
税額試算・申請書
作成コーナー」



問 税務課 ☎388-1112